訪問介護
介護予防型訪問サービス・生活援助型訪問サービス　変更届提出書類一覧

事業所控えが必要な場合は、次の提出書類に加えて変更届出書（様式第３号）の写しと、返信用封筒（返信に必要な額の切手貼付）を同封願います。

変更する事項		届出方法	提出書類	留意事項
事業所	名称	郵便等による送付	・変更届連絡票 ・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・運営規程 ※事業所番号について 同一所在地･同一名の事業所に対して１つの事業所番号を付与し、次の場合は事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険事業を同一名称で運営していたが、一部の事業所名称を変更する場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが､同一名称に統一する場合	◎事業所名が定款等で定められている場合、定款等変更手続きが必要です。 ◎別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 ◎事業所番号が変更になる場合は、事前にご相談下さい。
	所在地（移転）	郵便等による送付	・変更届連絡票 ・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・運営規程 ・事業所の平面図 ・事業所内外の写真（カラーに限る） ・案内図 ・賃貸借契約書等の写し ※同一所在地で複数の介護保険事業を同一名称で運営していたが､一部の事業所を移転する場合は事業所番号が変更となります。 ◎他市町村への移転は、廃止・新規の手続きが必要となります。 ◎補助金を受けて開設した施設内へ移転する場合等は必ず所管課と事前に協議をして下さい。 ◎介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は、当該施設のフロア図等も必要となります。	◎事業所所在地が定款等で定められている場合は、定款等変更手続きが必要です。 ◎大阪市内で区を超える移転の場合は、事業所番号が変わりますので事前（移転前）にご相談下さい。 ◎移転先に事業所がある場合、専用区画変更の手続きが必要となる場合があります。 ◎病院等の医療施設に設置する場合は、所管庁において事前に手続きをして下さい。
	専用区画	郵便等による送付	・変更届連絡票 ・変更届出書（様式第３号） ・事業所の平面図（変更前・後） ・事業所内外の写真（変更箇所がわかるカラーに限る）	
	所在地（住居表示等）	郵便等による送付	・変更届連絡票 ・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・運営規程 ・住居表示変更等の写し	◎区画整理等により住居表示が変更となった場合 ◎マンション名等が変更となった場合
	電話番号 FAX 番号	郵便等による送付	・変更届連絡票 ・変更届出書（様式第３号） ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２）	

変更する事項		届 出 方法	提出書類	留意事項
管理者	氏名 住所	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２）	◎婚姻等による氏名変更の場合 ◎引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合
	氏名及び住所（交代）	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・誓約書（参考様式６－１） ・組織体制図（他の業務と兼務する場合のみ）	
サービス提供責任者（訪問事業責任者）	氏名 住所	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２）	◎婚姻等による氏名変更の場合 ◎引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合
	氏名及び住所（交代・増員）	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・資格を証する書類の写し	
	氏名及び住所（減員）	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２）	

変更する項目		届出方法	提出書類	留意点
運営規程	営業日・時間 サービス提供日・時間 通常の実施地域 利用料金	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・運営規程	
	従業員の増減		・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** その都度の運営規程変更の届出は不要です。 事業所において運営規程を変更しておいてください。 管理者の届出時などに併せて届出てください。	指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。
	その他	郵便等による送付	・**変更届連絡票** ・**変更届出書（様式第３号）** ・指定に係る記載事項（付表１）（付表１－２） ・運営規程	